

第3回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(令和元年11月7日掲載)

1 日 時 令和元年 10月8日(火) 午後2時00分～4時00分

2 場 所 山梨県庁防災新館201会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)

井上貴文 小澤建二 川手正昭 栗原早苗 小坂健二 齊藤章司 里見達也 長林裕子
畠山和男 原まゆみ 廣瀬信雄 山本 剛

(事務局)

教育次長 教育監 総務課長 学校施設課長 義務教育課長 高校教育課長
高校改革・特別支援教育課長 教育委員会事務局主幹 高校改革・特別支援教育課 課長補佐
特別支援教育担当(8名)

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

- (1) 開 会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議 事
- (4) 閉 会

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

- (1) 連続性のある多様な学びの場の充実について【公開】
- (2) 質の高い学びを支える専門性の向上について【公開】

7 議事の概要

(1) 議題1「連続性のある多様な学びの場の充実について」

①小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実について
(議長)

それではまず、議題(1)の「連続性のある多様な学びの場の充実について」ですが、①の「小・中学校、高等学校における特別支援教育について」、②「就学前における支援について」、③「病弱教育について」という大きな三つのセクションに分けて審議したいと思います。まず、①の「小・中学校、高等学校における特別支援教育について」事務局から説明をお願いします。

(事務局:資料により、(1)-①について説明。)

(議長)

①について、今ご説明いただきましたけど非常に広い範囲に渡ることなので、もし用語等、最初に、分からなくて確認しておいた方がよいことがあれば、どうぞご質問していただければと思います。よろしいですか。

それでは最初に戻って少し不安を感じになっていることをご意見として伺いたいと思っておりますが、まず小中学校の状況ですけれども、特別支援学級の在籍者数の増加、それから通級による指導の利用者数、これも増加、そして普通、通常の学級においても支援が必要な児童生徒数の増加が見られている。そのようなことですが、実際にお感じになることがあったら、小中の特別支援学級や通級の指導の状況についてお話を伺いたいと思っておりますが、〇〇委員、いか

がでしょうか。お話をいただければと思います。

(委員)

全県的な所で全部の統計を取っているわけではないので、私の所属している学校を中心にお話をします。確かにですね、知的障害それから情緒のお子さんも増えていると思っています。どうして増えているのかというと当然、色んなお子さんがいろいろ困り感を持っているということが増えてきたということと、それから、県或いは各市町村の教育委員会等で、教育支援室的な所を持っていて、就学前の相談業務というか、幼児に対しての相談、依頼という対応が増えてきている。保護者さんも、それぞれの教育委員会に相談をかけて、それでは、特別な支援を入学の時からどうでしょうか、というようなことが出てきているところもあるのかなと思っています。また、そういった子供たちが増えていくということで、ハードルというのですかちょっと、私も語彙が足りない所もあるのですが、自分の子供を見て、いろいろなお子さんも見て、入級している子供を見て、認知度がちょっと広がってきたのかなというようには思っています。以前は特別支援学級に通っているというイメージがあったかと思うのですが、変化というか、少人数で丁寧な学びの方がより子供にとって良いのではないかというような保護者さんの選択も増えてきたのではないかと思います。以上です。

(議長)

はい。ありがとうございます。加えてご意見いかがでしょうか。それでは〇〇委員いかがでしょうか。小中学校の特別支援学級について。

(委員)

はい。こちらの10年間の推移のグラフを見てですね、やはり私も同じように、なぜこういうふうにならなるといいますか、増加の一途をたどっているのかってことを、ちょっと考えてみました。先ほど、〇〇委員がおっしゃったように色んな認知度が上がってきているという状況の中で、保護者の子供どもを見る目も変わって、支援を早くしていった方が子供にとって、よいのではないかというふうな意識の変化もあるのかな、なんてことを思いました。それにしてもちょっとこう、多いので、この急激な変化に教育現場の方で、研修とかもあります、教職員の研修なども、進めていかなければならないでしょうし、具体的な対応とかも、困難な状況にあるのかもしれないというふうに思います。あと〇〇市の場合には、特別支援学級へ支援員を、ほぼ各校1名位は、配置している状況もございます。以上です。

(議長)

今、お二人から伺ったところによると、このためにある学級だということ、割と皆さんが素直に受け取ってくださるようになってきたのだということと、それから就学前からもう準備をする、しているってことも広がってきたのではないかと。それから、それじゃあ、そのまま放っとけばいいのかって言うと、何もしないでこのまま増加を待っているか、というよりは、今度は指導側の、何かやはり、工夫なりが必要であって、支援員ということも考えられますし、また、担当する先生の専門性というようなことも、課題になっているかと思いますが、今後も増え続けるのでしょうかね、〇〇委員いかがですか。急にすいません。

(委員)

根拠がある話ではないですけども、やっぱりどなたも、今後まだ増えるというふうに認識しているのだらうと思います。臨床をやっている、やっぱりそう思います。

(議長)

ありがとうございます。つぎに〇〇委員、いかがですか。

(委員)

今お話を伺っていて、質の方に移行しているということですかね。要は、その子一人一人に対応するような形。もしくは、発達障害系のお子さんは、やっぱり集団でいくと難しいので、個別対応、やっぱり親御さんも個別で対応するしかないというふうなところから、その個別で対応できるような場所を求めて、通級の方だったり、支援学級の方だったり移行している可能性があるというようなイメージでいいのかなって、私も感じています。

(議長)

ありがとうございます。丁寧に見てもらいたいという気持ちだろうと、根底にあるのは。それに対して教育の方が、手だてといたしますか、対応をどういうふうにしていったらいいかっていうのは課題があるという所だと思います。支援の手厚さと、それから先生の専門性というように所が見えてくるかなと思います。では小中学校の特別支援学級や通級を取り巻く状況に関して、他にご意見いただければ、はい。

(委員)

すいません。どこで言えば、ということで、ここでお願いをいたしますが、今の小中学校で何ができていうことで、今、人数が増えているということ。今の学級編制の基準がですね、特別支援学級の場合には8名、まあいろいろな重度の場合になるとまた若干違うと思いますけれども、8名というような学級編制基準がございます。で、担任は1名という配置ですけれども、大人数になって1人で対応っていうのはなかなか難しいものがございます。今、〇〇委員の方でお話がありましたが、市町村の方でも、支援員ということで配置をいただいているのですが、これがですね、3学年とか4学年にも、子供たちがまたがるという学級編制もございます。そうすると、大人、教員が1人2人っていうことではなかなか対応が難しいということがあるかなというふうに思っています。で、自閉症情緒障害学級の子供の場合ですね、やっぱり他の人との関わりがあるとなかなか難しいということもあって、一人一人パーテーションで区切るとか、各個室が欲しいとかっていうような問題も出てくる場合もございます。これはお願いになりますけれども、学級編制の基準をですね、少しでも人数を減らすような形でさせていただいたり、あとは、市町村の方に働きかけをしていただいたりして、できるだけ市町村の方でも、学校現場に応援をいただくようなご活動ができればありがたいというふうに思っています。よろしくお祈りします。

(議長)

今の〇〇委員のお話に対して事務局の方で何か。コメントがあればありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

今のお話ありがとうございます。私たちも、把握をしているところです。今、お話がありましたように、8人の学級編制の中で、いろいろな学年にまたがって色々な状態のお子さんを教育するところの難しさっていうところを把握しているところです。これから先、できるだけですね、そういうところの改善が求められるように、また考えていきたいというふうに思っておりますので、今回についてはこの辺のご回答で申し訳ないですがよろしくお祈りいたします。

(議長)

ありがとうございました。いくつか課題がはっきり見えてきたので、この点についてはこのくらいにして、次の高等学校における通級の指導というところでご意見をいただきたいと思います。高等学校における通級における指導の、まず現状ですが、〇〇委員よろしくお祈りします。

(委員)

定時制の通級なんですけれども、昨年5月に、全国定時制通信制校長会という総会があり、たまたま通級による指導が山梨でも始まったばかりでしたので、通級の計画、これからの見通しと

か、山梨の発表を行いました。3校の発表でしたが、質問の時間になったらその山梨の所にばかり質問があり、質問時間がもう足りないくらいありました。なぜなら、ちょうど、昨年から高校での通級が始まり、どこの高校もやはりそういう問題を抱えていて、そういう情報をたくさん欲しかった。そういう学校が全国にあるんだっていうことが、事実だったと思うんですね。そういう意味で言いますと、今、高校は始まったばかりで、なかなか方法論も見えてこないし、指導法も見えてこないことで、これまでは小中学校の方が先を行っているので、それを見習いながらって言いますかね、追いついて行かなければならないということ、強く感じています。本県で通級による指導を行っている高校はですね、指導者に経験者がいたので、そういった者が今3名おりました、どうにか、事業としてうまくいっていますし、生徒からの評価も高いものがあります。どうにかその、一番最初の高校の通級とすれば、ある程度のことはやっちはいるのかなっていうふうな思いもあるんですが、これがこれから先、同じようになってしまうか、これ以上にうまくやっっていく、或いは他校に波及させていくっていうことになると、未知の部分というのは、まだまだ沢山あると思います。やはりですね、一つは、おそらく小中もそうでしょうけれども、専門性のある教員をいかに確保していくのかっていうことは、やっぱり今の一番の悩みですし、たまたま今はそういう者がいるからいいんですけども、もしそういった者が異動となった場合、じゃあ誰がするのかと。普通っていいですか、そういう専門性のない、単なる高校の教員ではそういったものに対応することはできない。研修をしていくんですけども、やっぱり研修を1年ちょっと、一つ二つやったからってすぐできるものではない。

やはり経験が必要ですし、何年かそれも携わりながら、力量を高めていくっていう必要があるので、年月が必要だろうと。それからさらにですね、通級からはちょっと離れるかもしれませんが、定時制・通信制の場合なんかは、今、発達障害、学習障害、或いは不登校の生徒の割合がすごく高くなっています。そういったものに対応をしているんですけども、やはり、障害を有するお子さんに対応するには教員の数が必要なんですね。どうしても普通の定数では、なかなか対応がしきれない。どうしても色々なタイプのお子さんが入ってくるので、そのタイプに合わせて教員を合わせていただけないということになると、今の人数ではとても足りないという現実があります。ですので、課題とすれば、やはり専門性を高めるってこと、それから、教員を増やして、そういった生徒にうまく対応していけるようにしていくっていうのが、課題かなというふうに感じています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。現状と課題についてもたくさん触れていただきました。この点に関して、他の委員の方はいかがでしょうか。何かご意見、はい。

(委員)

発言に対しての質問というかなんですけど、専門性っていうところで、今、偶然、3人の経験者がいらっしゃるということですけども。どういう経験の、どういう形でそういう専門性というものを経験し研修なさった先生なのかっていうのが一点と、それともう一つは、それを踏まえて、今後どういう研修をしていけばいいのかっていう、もし御示唆があれば、よろしく願いいたします。

(委員)

今、3名のうち中心となっているのが、カウンセラーの資格を持っている者で、総合教育センターにいたり、以前にもいたりして、今は通級による指導担当となっていて、カウンセリングの業務を、教育相談部というものがありますので、3名ともそこに所属しているんですけども、その者が、2年前に国立特別支援教育総合研究所での高校による通級の指導による指導者対象の研修を、県教委の方のご指導と言いますか、ご支援で行かせていただいていると思います。3名ともその研修に行っておりまして、1名は今年からの担当なのですが、この方は去年まで山梨大学への研修に行っておりまして、そこで教育相談について研修していて、ということですね。そんなような研修をして、ある程度専門性の高い3名がやっていると。そんな状況です。

(委員)

今お話に出たような研修が、やはり専門性という面で必要と言うことでしょうか。

(委員)

できればですね、そういったところに行って、研修を積んでくれて、そういったことになれば理想的なのですが、ただ、実際、教員がそういうふうに興味を持つかどうかというところが一番の問題で、すべての教員が、そういうものに興味を持ってやってくれると保障はどこにないものですから、そういうことに興味を持っていそうな教員に対して、どうかと聞くとかですね、そんなことをして、掘り出しをしていくのですけれども、やはりそこもですね、一つの大きなネックというか課題にはなると思います。誰を育てていくのか、誰に継承させていくのかっていうことを、見極めてといえますかですね、そういうことも、大切な要素になってくると思います。

(議長)

ありがとうございました。〇〇委員いかがですか。

(委員)

中学校まで、通級や特別支援学級があって、仕組みがつくられている中、昨年からやっと高校の仕組みが作られ始めたというところで、当該高校は、本当にご苦労いただいているんだなということが分かりました。研修、専門性をどのように高めていくのかっていうことについては、個人の資質をどのように高めていくかという一つのやり方もありますし、もう一つは、人事交流ですね。私も他県の特別支援学校等に仕事の関係で出向くこともあって得た情報なのですが、高校とそれから、高等部の特別支援学校、高等部単独の特別支援学校を持っているような県、例えば群馬などでは、もう半分ぐらいは、高校の先生と、特別支援学校の先生が、交流しながら、青年期の子供たちの教育を賄っているっていうか、携わっているというような状況がある。宮城も、その話を聞いたりしていますので、高校の分野の先生1人2人と、育てていくということだけではなくて、仕組みとして、青年期の教育ができる先生を特別支援学校にもいるわけで、心理的なとか、精神的な問題だけに対応するのではなくて、社会参加をどういうふう考えていくのかっていうところで、特別支援学校が蓄積してきている力もあると思いますので、そこを人事で考えていくということが大きな解決の道に近づくんじゃないかなということを思っています。

(議長)

ありがとうございました。カウンセリングとか教育相談の専門性も必要だけでも、特別支援学校の高等部の先生が持っているような力も、今後、混ざっていったらいいのではないかと、いうように受け取りました。現状が見えて課題も見えてきたところで、この点は、これ位にしたいと思えますけど、よろしいですか。では続いてですが、特別支援学級ではなく、通級でもなく、小学校・中学校・高等学校の通常の学級の中に在籍している特別な支援が必要な児童生徒、こういう人たちについてどうしたらいいのかっていうことですが、同じ委員ばかり指してしまって申し訳ありませんが、〇〇委員、いかがでしょうか。通常学級の中で、特別の支援が必要な子がいると。

(委員)

小学校で昨日ですね、来年度も見据えた中での、特別支援の校内委員会みたいなものをしました。それぞれの学級担任の方から特別支援的な観点での子供の報告をし、今後どうしていこうかという話をしたところです。保護者が特別支援学級への通級や入級を希望するという場合については総合教育センターでの検査をしていただいたり、市町村教育委員会での面接をしていただき進めるのですけれども、なかなか本人、それから保護者さんも特別支援学級の入級までとはいうことがあるのでそういった場合には、本校の場合には通級指導教室が自校内にありますので、そちらの方を薦めてみるというようなことをしているところです。ただ本校の場合は校舎内にありますので行きやすいのですが、なかなか自校に通級指導教室がない場合には、通ってくるということになります。当然、親御さんが送迎するということなので、やはりそうすると、なかなか通

級指導教室を自校で持ってない場合には、厳しいところがあるのかなあというふうには思っています。その辺が小学校でも中学校でも同じような悩みがあってなかなか特別支援学級には、入れないんだけど何かしら手だてを考えたいなという学校は多数あるのではないかというように思っているところです。

(議長)

ありがとうございました。それではまた〇〇委員にお願いするのですが、高校生を見ていて、通級の対象ではないのだけれども、通常学級にいるこの生徒にはこういう支援が必要かなと思われることがあったら、何かお話をいただければと思います。

(委員)

あります。先ほども言ったように、定時制・通信制にそういうことを必要とするお子さんが数多く入ってきているっていう現状だっていう話をしますけれども、全日制の方にも、やっぱり何名かのお子さん、もしかしたら発達障害かなと思われるお子さんが、入って来ているという経験は、私も確認できます。そういうお子さんが入って来たときにですね、一番困るのが、やっぱり高校の教員はあんまりそういうお子さんにつき合った経験がない。おそらく小中学校の教員と比べて、高校の教員はそういう経験がないので、例えばですね。自閉症など、困り感のあるお子さんに、教師の言うことが入らないというか、情報がうまく入らないってことがありますので、そうすると怒っちゃうんですね、すごくて、なめているみたいに感じるんですね、怒ってしまう。いやそうじゃなくて、先生の話は残念ながら本人には分からないんだよっていうふうな説明を職員会議でして、こんなふうに対応してくださいねっていうんだけど。なかなかそういう経験がないと、うまく対応ができないっていうのが、やっぱり高校では大きな問題かなっていうふうに思います。やっぱり、これは、そういった経験も教員の方もそういう経験を積んだり、そういった知識を持ったりしながらある程度時間をかけていかないと、やっぱりそこはうまく対応ができないのかなっていうような、もどかしさがあります。

(議長)

ありがとうございました。
通常の学級で、担任の先生も、それは特別な勉強をしてきているわけじゃないというのは、そうですね。けれども、特別な支援が必要と思われる子供もいるという、なんていいますか。その状態を〇〇委員と〇〇委員、どういうふうにと考えたらよろしいですか。

(委員)

ちょっと違った視点かもしれないですけど、実はこの夏、放課後児童クラブさんなど、その部分の研修会の方に呼ばれたときですね、話が出ていて、メールでも頂いたりしているのですが、その中にですね、要望として、やはりソーシャルスキルだとか、その辺のところ、きちっと身につけていないお子さんが多いし、学校の方でもその辺のところを指導して欲しいというところも、放課後の預かりをする人としては感じているというところが結構あるのかなと、教員もそういったところも意識をしていく必要も一方ではあるかなと。ただ、そればかりしていくと、学校としての存在意義っていうのもまた違ってきてしまいますので、その辺の兼ね合いっていうのも、少し考えていく必要があるのかなと。

(議長)

ありがとうございます。〇〇委員

(委員)

発達障害などの特性のある人達っていうのは、特異な行動があってそこが目を引きっていうようなことがあって、先程おっしゃったように、怒りをね、引き出してしまったりということがあのような気がします。で、そういったことの中で、周りの方も大変なんだけれど、本人も自分は

自分であってもよいというような、自己肯定感とか自尊心っていうものがきちんと育たないままに、成長していくっていうような、このグレーゾーンの人たちの課題っていうのはここだけじゃなくて、小さいときからずっと、自分は否定される、こうじゃないよ、もっとこうあるべきだよっていうふうに言われて、治せると思って周りは言ってあげるのだけど、でも実は違っているっていうような、かけ違いがある中で育ってくるので、ソーシャルスキルっていうふうなところで技を身につけるといっても、片方では必要かもしれないですけど、人として育っていくその自尊心とか、主体性みたいなものもちゃんと合わせて教育の機関であるからこそ、見ていってあげるっていうことが必要だな。とても難しいのかもしれないですけど、そこは、教育なので譲れないところだなっていうふうに思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。小学校でも中学校でも高校でも、通常の学級の中にいる、今〇〇委員がおっしゃったようなお子さんたちは、何よりも自信をつけてやるのが、本当は教育的には目的なだけけれども、担任の先生たちからすれば、今まで自分が身につけてきた教育方法、それがまた簡単に変えられないっていうところがあるのかなと思いますんでね。何で分からないんだって怒ってしまうっていうこともあるだろうと、だけど、よくその子の歴史を振り返ってみると、もう本当に小さいときから、何をやっているのとか、失敗して怒られてということ、繰り返して育って青年期までできているというところで、そこをどうしたらいいかっていうのは本当に難しいところですね。点数ばかり取らせる。大学受験させるっていう、高等学校の大事なこともやりつつ、一人一人のそういう、居場所っていうか、活躍の場所を作ってあげられるような先生は、どうしたらできるんだろうと、私も時々思うわけですけど。

今のところは小学校中学校、高等学校全体眺めてみて、対象となる子供はどんどん増えている。けども、その学びの場の中で、支援体制が、それに追いついているかという点では、まだ課題が見えてくるというご意見を出していただきました。とりわけ高等学校においては、通級による指導が始まったところで、注目はされているけども、これからのことが大変だというお話がございました。子供は、一様ではなく多様だということは分かっているわけですけど、実際にすべての子供たちに、うまく対応できる教育っていうのはね、なかなか難しい。でもそこを整えていくこと、必要があるというようなお話であったかなと思います。また加えて発言したいことは沢山あるかなと思いますが、次に進みながらまた戻っても結構です、ご意見ください。

先ほど事務局の説明で、合理的配慮の提供というところ、それから個別の教育支援計画っていう点でお話がございました。これらについて今ご意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。合理的配慮について、現場でこんなことあった、或いは保護者からしてこうだというようなことがあったら、個別の指導計画と一緒にしてご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、個別の教育支援計画について、現場ではどんな対応されているかお話しいただけますか。

(委員)

特別支援学校では、全員について、個別の教育支援計画を作成しております、一人の子供について、生育歴であるとか障害の状態であるとか、それから必要な合理的配慮も記載するようになっております。また日々の、日頃の関係機関との連携も、わかるような様式になっております。で、本当に最近、一人の子供が放課後デイもいくつも利用するようになっていっていますので、本当に連携の幅がですね広がってきています。医療機関だけでなく、福祉機関ですね、もう本当に広がってきておりますので、連携をどのように作って、一人の子供について、生活を豊かにして支えていくかっていう視点で、考えていかなければならないところですが、なかなか実際のところは作成をしまして、その活用というところではですね、活用しきれてないっていうのが、課題になっているかと思っております。どのようにしたら活用できるかというところで、学校としても、今、いろいろ考えているところですけども、活用するっていうところが課題になっています。本県の場合は、個別の教育支援計画は、県内で統一の様式ですので、学校を移ったかしたときにも、それをもって持っていくことができますので、そういう意味では、情報がですね継続していけるっていうところはすごく利点があると思っております。今後、小学校、中学校、高等学校においても、個別の教育支援計画を作って、作るだけでも、どういうふうに連携を作っていけばいいか、

というところを考える機会になるので、ぜひ、作成を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。これらについて〇〇委員申し訳ないんですけど、いかがでしょうか。活用についてはまだまだ課題があると。

(委員)

個別の教育支援計画っていうのは、福祉機関とか学校とかいろいろな関係機関がどのように関わって、この子を育てているのかが見えるようなものを作ることになっていると思うんですね。その様式は山梨では統一されたものにし、その管理をどのようにするのかっていうことまで細かく決めていますので、手元に持って、困った時にさっとそれを持ってどこかに相談に行くとかっていうような活用が、ともしにくくなっているのではないかなって思います。鍵のかかる金庫に入れるような個人情報がいっぱいなので、そのペーパーに頼るというよりも、教員とか学校が、生き物として周りを使って、繋がっていく、そのデータの集積されているものが、このペーパーだと考えることが大事なんじゃないかと思います。せっかく集めたその資料も活用できていなければ、意味がないっていうふうに思います。それから、小学校、中学校、高校で個別の教育支援計画を作っていくってことも、今言ったのがベースになるとは思いますけれど、これを作るためには、親御さんがまず同意しなければ作れないので、高校の先生ともよく話をするんですが、気になる子、個別の支援計画のある子はもう大丈夫、そのまま相談に行けるけれども、そうじゃない子がいっぱいいるというところが現実ですね。ニーズがあるっていうように思えないでいるっていう人がいっぱいいるという所で、書類の仕組みづくりじゃない方に問題があるかなあと思っています。

(議長)

はい、ありがとうございます。
作るのも大変だけれども、また作れない子もいるし、また作ったはいいけれども活用という面で100%活用できているかということ、問題もあるということですか。〇〇委員はいかがですか。

(委員)

今日は教育の現場の、ほとんど中身になるのであんまり話ができないかなと思ったんですけど、個別の教育支援計画、すごくいいものができていますよね。放課後デイには知的の子がかなり多かったのですが、今はもう逆転するくらい、発達障害の子たちが来ています。そういう子たちは、やっぱり教育の現場と同じでどうやったらいいかっていう時に、やっぱり連携だと思いますんで、今の話ですが本当に紙で見せてもらう、説明してもらうのもいいんですけど、活用にはやっぱり会って、個別にね。その子を預かりました、さあどうしようという時は、今、学校でどういうふうな計画を立てて、どんなふうに行っているかということを知らないとできない。放課後デイの方からも、福祉だからという観点だけではなく、子供っていうのは発達するよねっていうのがあるので、いろいろな研修に出たり、心理の方を採用したり、いろいろ工夫をしているのですが、こう話ができるのはやっぱり、直に個別の調整会議とか関係会議をどんどん開く、それだけのエネルギーを持ってお互いにやらないと、個別の支援計画も駄目になっちゃうなんて今思っているんですけどね。でも、かなり生育歴からきちんとね、学校のものは書いてありますので、それに合わせて私達がこれを受けながら、放課後どうしようかっていう計画は立てますので、やっぱり連携という言葉が、すごくね、実態のないようなことでネットワークとかなんかなりそうなんですけど、直に話してとか、直に行って、そこに汗をかけて相互にしなければいけないとは思っています。

(議長)

はい、ありがとうございます。直に話す為にあるというようにも考えられるということですね、書くだけでも意味があるというお話もありました。〇〇委員もありますか。

(委員)

そうですね。結果的に、書くだけで終わってしまったら意味がないところにありますよね。それをどう活用していくかっていうところの部分なので、その活用をするために、すべての書式をそろえる必要があるのか、それとも連携のための一つの図なりを通して、みんなと話し合えるような部分をしていく。それを積み重ねていってファイル化していくということも当然のことながら、必要になってくるだろうなというように思われます。

(議長)

はい。ありがとうございました。この点に関してはご意見たくさん出尽くした感があるかと思えます。作るのは大変ですよね。でもそれをなるべく、実際の話の中で生かせるようにしていくということ。課題と言えるのではないかと思います。

先に進んでよろしいでしょうか。先ほど事務局の説明では、次にセンター的機能の活用の状況についてというお話がありました。この点に関しては、実際にはどんな状態でしょうか。センター的機能が実際にどのように役に立ってるかという点、〇〇委員いかがでしょうか。

(委員)

東部地区はやまびこ支援学校がセンター校ということで、1学期に、やまびこ支援学校の先生に来校いただいて、先ほど話題になりました、個別的教育支援計画の作成や活用についてというような、講演というか、学習会を開かせていただきました。

それからですね、やっぱり学級内で気になっている児童、学級内での児童観察、学級観察をしていただいて、第三者というか、外部の先生からのご指摘を受け、それを基に、保護者さんなり、他の外部団体との話し合いをしたり、気になる子で特別支援学級入級が相当だろうというようなお子さんが、もしそういった場で話題になったとすれば、保護者さんに働きかけたりというようなことで、やまびこ支援学校との連携を進めさせていただいています。

(議長)

ありがとうございました。また、同じく高校の話になるとどうでしょう、〇〇委員いかがでしょうか。センター的機能っていうものが役立っているのでしょうか。

(委員)

そうですね、この後に高校生ころのサポートルームの資料がありますけれども、おそらく高校ではサポートルームに相談をすることも、たくさんあると思います。全日制、定時制に限らず、やはりそういったことを抱えているお子さんというのは、各学校にやっぱり何人かずつはいて、先ほども言ったように高校の教員はそういう知識とか経験が少ないものですから、どこかに頼りたい相談をしたいということで、どうにかしたいという思いがあって、このサポートルームなんかはかなり多くの学校で活用しています。ただですね、富士見支援学校の方も限られた人数、2、3人とかで対応しているので、山梨県中の高校を、公立だけで30校くらいあるところが頼っていったら対応しきれないという部分がある。これもしょうがない話だと思うのですが。ただ相談している方っていうのは、すごく困り切って相談をしていて、できれば、ピシッとした答え回答で、どこへ行ってください、こうしたら大丈夫ですっていうような回答をやっぱり求めるんですよね。求めているんだけど、なかなかそういうピシッとした回答って出にくいですね。そこでちょっと、もやもやしたものが残ったりとかですね、或いは何かこう答えてくれてないかと、不安を持ったようにですね、そういうことがやっぱり出てしまうという、もしかしたら現実かなと思うときもあります。そういう意味でいうと、やっぱり相談できる所や、人が多かったりとかですね、場所が多かったりとか、もっともっと充実してもらえると、高校現場から相談があった時に、ある程度じっくり聞いてもらって、ある程度その答えを見つけていけるっていうふうに、余裕を持ってできる方、どこか分かりませんが、そんなふうにうまく対応してもらえるのかなっていうことを感じています。

(議長)

ありがとうございました。率直に言っていただきましてありがとうございます。

次に〇〇委員、センター的機能とか専門家の配置っていう点に関してどうでしょう。

(委員)

特別支援学校は、地域の学校、幼稚園、保育園、就学前児童施設、小中学校、高校からもありますけれども、ニーズ要請にこたえていかなければならないので、特別支援学校としても専門性、どのようなことができますよっていうんですね、そういうことを明確にするとともに、特別支援教育コーディネーターの、やっぱり専門性の向上が欠かせないと思います。県でも資質向上研修を実施しております、人材の育成を図っております。教育相談の実際についての研修も今年度から加えてもらいました。さらなる充実をお願いしたいと思っています。特別支援教育コーディネーターは、地域からの要請にこたえるとともに各学校に入学を希望する就学に関する対応も行っております、非常に多忙を極めております。各校のコーディネーターに対して後補充の講師をつけていただいておりますが、ぜひ地域からの派遣要請にこたえるためにも十分とは言えませんので、後補充の時間を増やすなどの対応をお願いしたいと思っています。

またPT・OT・ST・心理士・ORT等の専門家では、各校への配置がありますが、その活用については教員の専門性の向上とセンター的機能の充実のために配置されています。PTとOTは今年度6年目となります。年々他の特別支援学校や地域の学校等からの派遣要請が増えておりまして、PTが月80時間、OTが月58時間配置されていますが、今年度、校内では新入生と新任教員が担当する児童生徒のみ入るようにし、それ以外はすべて校外の派遣要請に対応しています。それでも時間数が足りないという状況にあります。他の専門家も同じ状況というふう聞いております。本県のPT等専門家のニーズに応じて、特別支援教育の専門性をボトムアップするためには、やはりPT等専門家の配置時間を増やす必要があると思います。また待遇の改善もですね、合わせて望めます。時間単価を上げることとか、正規職員として採用することなどの検討も必要というように考えておりますのでよろしくお願いします。以上でございます。

(議長)

問題を整理していただいてありがとうございました。センター的機能も、やり出したら切りないほどの仕事があるんだろうなというふうに思いました。この点に関して他にご意見はいかがでしょうか。

(委員)

高校についてね、先ほどおっしゃったところのサポートルームについて、高校の発達障害などの相談の場合には、この仕組みでお願いをするっていうことになっているのですか。地域の特別支援学校に高校がセンター的機能で相談をするっていうことはないのでしょうか。

(事務局)

地域の特別支援学校においても、高校に対しての支援をしております。ただ富士見支援学校に設置している高校生ところのサポートルームについては、特に高校に特化してやっておりますが、他の特別支援学校でももちろん依頼に応じて、要請に応じて支援はしているところです。

②就学前における支援について

(議長)

ありがとうございました。それでは一旦、この議題はですね、済んだことにいたしまして、続きまして、議題(1)の②「就学前における支援について」事務局から説明をお願いします。

(事務局:資料により、(1)-②について説明)

(議長)

ありがとうございました。資料で言いますと、20ページから24ページまでですね、説明していただきました。就学前の子供たちの把握は市町村の保育士、保健師さんたちが、把握してんだろうというところから始まって、就学先の決定における合意形成、それからサポートノー

トの活用というところです。これについてご意見、いただきたいと思いますが、〇〇委員いかがでしょうか。

(委員)

サポートノートのこと、実は見たことないですよ。少なくとも、子供たちが、これをもって受診するようなものでないのかもしれませんが、これをもって受診されるってことは、あんまり経験がないんです。できれば、こういうものが、受診先でもうまく使って、こちらが必要なことも記入できて、そしてまたそれが、親御さんを経由して、担任の先生なりにそういう情報が適切で的確に伝わればいいなというふうにしたのが一点とするともう一つは、先ほど話題になった、個別の教育支援計画とこのサポートノートの関連性、そして、それがうまくドッキングして使えれば一番いいのかなあなんて素人なんで思ったんですけども、その辺のところはいかがでしょう。

(議長)

では、からめてサポートノート関連のご意見質問を、先にいただきましょう。

(委員)

サポートノートをですね、教育委員会の方で作られている形でダウンロードし、私もできるだけ勧めるようにはしているのですが、病院の方ですね、色々な施設のところにそれ持っていった記憶もあるのですが、結果的に病院の方はカルテ、いろいろカルテシステムがあって、使えないっていうか、戻されるってような経験を、保護者の方がしている場合もあるんです。そうなってくると、一生懸命、気持ちで書いたものが、結局病院の方でまた拒否されるということで二重の苦しみになってしまうので、結果的にそれが使えなくなってしまっているっていうケースも幾つか考えられる。すごく私としても切ないと感じているところですね、この辺の、多分その保健師さんとか、そういった所ですね、配っていく形、例えば甲府市さんとかって0歳児だとか、そういった時には保健師さんがマンツーマンについて動いているんですよ。そういったところで、全員に配ってしまうと。子供が生まれたらそういう作ってもらってそれをうまく使えるような形っていいのかなと。保護者が作成するわけですので、誰が書いて作ってもいいと私は思っている。そうすると。成育歴とか何とか何度も書かずに済むわけで、よくありますよね。毎回病院行くと、あれがすごく辛いと思うので、その辺のところが押さえてもらえるってことだと思って。就学の支援シートの部分なんですけれども、幼稚園保育園の部分にあるんですが、小学校の方に上がる時に、幼稚園保育園の方は指導要録というものがあって、上げなくちゃいけないんですけど、その際の作り方とか、やっぱりこの支援シートがあるならば、これをうまく使っていく必要が当然あるだろうなって思います。その辺の連携ってのをやっぱり、もう一度考えて欲しいなって思っています。

(事務局)

サポートノートにつきましていろいろなご意見、また現在のそれぞれのご担当からの状況ということで貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。先ほどお話の中で、個別の教育支援計画との接続の点ですが、このサポートノートは保護者さんが作成されるものということで、いろいろな所で同じ事を何回も、成育歴のことなど、重ねて話をしなくても、これに書いていただくことで、見せていただいて、保護者さんの負担を軽減するためのツールとなっているところです。また、就学のタイミングでは、サポートノートの内容を、それぞれの市町村の教育委員会の方で、教育委員会の担当がこの就学支援シートとして内容をまとめ、それぞれ就学先の学校に引き継ぐという形になっています。ですので、学齢の段階の就学後のところにあっては、この就学支援シートが引き継がれましたら、この内容が、個別の教育支援計画にスムーズに繋がっていく。そのように私たちは考えて、幼児、或いは保健師さん、それぞれの保育所、また市町村教育委員会、子育て支援担当のところ様々なところにそのような周知の方をさせていただいているところです。それで今お話のありました、医療との繋がりのところで

も、やはり保護者さんがこれを作っていただくことで、いろいろな説明の負担が少しでも軽くなればよいと考えているところでございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。これについてはご意見よろしいですか。一つ就学先の決定においてどんな状況があるかっていうことって、〇〇委員は何かご事例がありますでしょうか。

(委員)

この事例については、知らない方が多いと思います。ただ、また就学前児童の検診に携わった時に、いろいろな人の目で見えていきますが、就学支援シートとか、小学校へつなげるためのツールとか、こういうものがきめ細やかに作られているということで、以前よりは、その子の状況を把握しやすく工夫されていることが感じられました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。積極的に使えというふうに受け取りました。以上、この点に関してはいかがでしょうか。はい。〇〇委員

(委員)

サポートノートの方ではなくて、教育支援委員会の設置データですけれども、これを見て市川三郷町というところは、ここだけで組織を作っているのかなってということで、質問です。ここでは、30年度の助言件数が49件もあって、そして特別支援学校への就学児童は1というような、この数字を見ていきますと、助言件数に比例して、大まかに比例して特別支援学校に就学していることが見えてくるのですが、この市川三郷町って、すごく不思議だなあって思ったんですけど、どんな丁寧な相談をし、受けているかということをお聞きしたかったです。

(議長)

事務局で把握できているでしょうか。

(事務局)

まだ細かい部分までは聞いておりませんので、確認します。

③病弱教育について

(議長)

では、次に進みます。また次第に戻っていただいて今度は③の病弱教育についてというところで。事務局からお願いします。

(事務局:資料により、(1)-③について説明と資料の訂正)

(議長)

はい。ご説明ありがとうございます。25ページから29ページまで説明していただきました。まず、ご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。はい、では、〇〇委員

(委員)

28ページの下の方に、うぐいすの杜学園の説明があります。この中に、児童心理治療施設に入所・通所する児童生徒を対象に小中学校に準ずる教育っていうふうに書かれています。で、準ずる教育をするっていう、教育課程の大別があって、準ずる教育をするっていう枠組みの中には、知的障害が含まれていないと思うんですけど、そのことについて、うぐいすの入所施設に入所

する子供たちは、知的障害がないとは限らないと思うので、その辺のことはどのように整理されていらっしゃるのか、病弱教育が知的障害を含まないっていうようなやり方をしているところもあってですね、入院しても、知的障害がある子が在籍できない、みてもらえないというようなことが課題になっていると思うので、そのことについて、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

(議長)

はい。ではまずうぐいすの杜学園について、他にご質問あったら先にいただければと思います。よろしいでしょうか。直接のご質問が準ずる教育に知的障害を伴ってる子供は考えていないんでしょうかということですが、今答えられる範囲で。

(事務局)

はい。今、教育課程等につきましても、現在検討中ですが、基本的に〇〇委員のおっしゃることはよくわかるところでございますけれども、基本的には病弱の子供たちを対象としている学校であるということと、この学校で判断するものではなくて、隣にあります子ども心理治療センターうぐいすの杜、こちら入所している子供たちのみを教育する、入所、通所する子供たちのみを教育するという形になります。

こちら入所通所する子供たちの対象は、いわゆる病弱、心のケアが必要な、心理的治療が必要な子供達という形になっておりますので、その子供たちを教育する場ということで、今、教育課程は、このような形で整理をしているところなんですけど、〇〇委員がおっしゃるように、知的障害を伴ったら必ずしも、こちらの方に入所できないかどうなのか、入所しなければ、通学できないかどうなのかっていうようなところはですね、ごめんなさい、私の方では、お答えできないところになります。といいますのは、こちらのうぐいすの杜の方ですね、施設の方の入所対象者の形になりますので、正確なところは私の方からは申し上げられない形になっております。

(議長)

はい。

(事務局)

ただ、当然ですけども、個への配慮として、知的な障害が若干あるにしろ、こちらに入所対象のお子さんであれば、教育はなされると思いますけれども、単純な知的障害のお子さんっていう形では、多分、入所がされないというふうには思っております。心理的治療が中心のお子さんという形になりますので。

(議長)

はい。この点に関して〇〇委員、ご発言はないですか。よろしいですか。

それじゃ病弱教育に関してですが、まず入院中の子供たちの学びっていうことがうまくいってるかどうか、〇〇委員から、入院中の子供の学びについてお話を少しいただければと思ったんですが、いかがでしょうか。

(委員)

僕が勤めているところとは、みんな違うところなんであれですけども、僕が大学にいた頃はまだそういう制度が全く充実していなくて、甲府支援学校と、県立中央病院だけにあったんですね、広がるといいなあと思っていて、今の現実なんで、とてもいい世の中になったというふうに個人的な感想ですいません、思っています。

(議長)

ありがとうございました。それじゃ〇〇委員に、病弱教育に関してどうでしょうか。

(委員)

はい。今日の特別支援教育振興審議会があるということで、富士見支援学校さんの方に、現在の人数を聞いてみましたところ、富士見支援学校本校に17人、旭分校に4人がいるということで、そのほとんどが精神疾患の児童生徒ということでした。また北病院の思春期病棟には、3ヶ月で退院させる方針のようですけれども、約20名の中学生高校生が入院しているというふうに聞いております。

一方知的障害の特別支援学校高等部には精神疾患の診断があり、軽度知的障害もあるという生徒が入学しております。前回示された資料では、わかば支援学校に23人、かえで支援学校に9人在籍していました。小中学校では自閉症・情緒障害特別支援学級や、不登校傾向の生徒が増加していますので、今後も知的障害特別支援学校高等部の在籍者が増えることが予想されると思います。

本県の病弱教育に大きくは二つの課題があると考えております。

一つ目の課題ですが、富士見支援学校では、本校が中央病院、分校が北病院に入院または通院治療している者のみを対象としております。病弱障害の単一障害の者のみということで対象としておりますので、制約ということ言えば、二つの制約があることになると思います。今後の病弱教育と富士見支援学校を考えていく上では、この二つの制約をどのようにするかということとは大きな課題であるというふうに思っています。

二つ目の課題は、高校段階の病弱生徒に対する教育保障についてですが、全国的には高校段階の病弱者が通学できる特別支援学校高等部が様々な形態で設置されています。例えば、病弱特別支援学校に高等部が設置されている場合、それから肢体不自由特別支援学校に病弱部門が併置されている場合、肢体不自由部門や知的障害部門、病弱部門の三つが併置されている場合などがあります。

いずれの形でも、本県には高等部が設置されていませんので、高校段階の病弱の生徒に対する教育をどのように考えていくのかということも大きな課題だと思っています。

病弱教育について、具体的にどういうふうにしたらいいのかなということを考えたときに、様々な課題が絡んでおりまして、この方策がいいって、そういう妙案を出すのはとても難しいんですけども、ちょっと考えたことを少し述べさせていただきます。

一つ目の課題についてですが、中央病院、北病院の縛りを外した場合には、地域の診療内科クリニックなどに通院しているけれども、学校に通われていない子供の受け皿になると思います。また病弱の重複障害を対象に加えた場合には、わかば支援学校やかえで支援学校に在籍する子供の受け皿になる感じもあります。どちらも児童生徒数が増える可能性がありますので、慎重に検討する必要があると思いますけれども、病弱の子供の教育を保障するためには、中央病院、北病院の縛りを外して重複障害を対象に加えることが必要ではないかというふうに考えています。

二つ目の課題につきましては、病弱の対象、つまり慢性疾患と精神疾患の生徒が中学校卒業後にどのような進路に進んでいるのかをまず調査をして、実態とニーズを把握する必要があると思います。多くは、公立の定時制や私立の全日制や通信制に進学しているのではないかと予想されますが、入学後の動向が気になります。入学した後、どうなってるのかということですね、北病院の思春期病棟にいる高校生も高校入学後に入院したのかもかもしれません。

ニーズを確認した上で、どこにどういった形で高等部を設置するのかの検討が必要になりますが、私は病弱者の教育をする高等部を設置して、そこにセンター的機能を持つ支援センターを併置してはどうかというふうに考えています。

高等部が病弱の単一障害だけではなくて、重複障害も対象とする必要があります。知的障害特別支援学校に在籍する生徒の受け入れも可能になるからです。また高等学校の通級指導教室が今後増えていくことが予想されますので、高校段階の対象生徒を支援するためには、センター的機能の発揮が不可欠になります。現在、富士見支援学校にあるところのサポートルームを引き継ぐ形が望ましいと思いますが、この支援センターに在宅で学習することもできるように、遠隔授業の機能とか、それをサポートするための訪問教育の機能も、持たせられればなおよいと思います。

新しい建物が作られることが理想ですけれども、空いている教室のある盲学校とか、また将来

的には、児童生徒数も減っていくあけぼの支援学校などの活用も考えてみてはどうかと思います。

埼玉県では、病院に入院している高校生の学習保障として、籍のある高校に時間講師を配置して、その講師が病院に授業に行くってということで、その予算づけをしているということです。これも一つの参考例として、紹介していきたいと思います。私からは以上です。

(議長)

はい。現状分析していただいて、ご提案までいただきました。今の〇〇委員のお話について何かご質問とかご意見がございますか。

それから27ページの表ですけれども、ちょっとご覧になっていただいて、今のお話と少し絡むところがあるかと思うんですけども、現在の甲府支援学校、あけぼの支援学校にも、事実上病弱の生徒さんもいらっしゃるというふうに、読んでいいんでしょうかね。それからやまびこ支援学校、ふじざくら支援学校、わかば支援学校 ふじかわ分校にも、数はそう多くはないかもしれませんが、すでに病弱のお子さんがいらっしゃるということです。

ですから障害種でいうと肢体不自由の特別支援学校ですけれども、肢体不自由、病弱とすれば、もう少しこの辺が、多くの高校生が来られるという可能性になるということでしょうか。その辺について何かご意見いただければですが、いかがでしょう。よろしいですか。はい、〇〇委員。

(委員)

25ページの方の病院併設の部分のところ、ちょっと確認させてください。特別支援学校は、県立のところ、整理されているかというふうに思いますが、院内学級のところ、市立できてますよね。特に山梨大のところの部分については、中央市さんの小・中という形になっていますが、この辺のところ、それから他の病院にいるお子さんへの保障だとか、そういったものっていうのは、さっき〇〇委員が言ったような内容でいけるのでしょうか。ちょっと気になるかなって思います。

例えば〇〇小学校では、〇〇市さんの在籍ないですよってことですよね。だけでも一応〇〇市さんが、フォローしてくださっているというような形っていうのは、この辺、県立だとか、そういったことの部分ということで考えられる道っていうのはないのかどうなのかっていうことです。

(議長)

どうでしょう。県教委から何かいただけますか。

(事務局)

はい、今現在、具体的対応という点ではなかなか申し上げることは難しいですけれども、その辺の課題もまた調査研究する中で明らかにしていって、対応ができればというふうに考えております。

(議長)

ありがとうございます。ほかには、病弱教育に関してご意見よろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

(2) 議題2 「質の高い学びを支える専門性の向上について」

① 教員の専門性について

(議長)

続きまして、議題(2)「質の高い学びを支える専門性の向上について」に移ります。

議題(2)については、2つの項目を一括で取扱います。

それでは、「①教員の専門性について」と「②特別支援教育における人的配置について」、よろしくをお願いします。

(事務局)

はい。それではです。続けて説明しますが、先ほど私の説明の不足で、もし誤解を与えたら失礼ですので、〇〇委員からのご質問なんですけど、こちらのうぐいすの杜学園は当然ですけど、病弱の学校として設置しておりますので、単純の知的障害の子供を受け入れるということはないです。ただ、病弱の上にさらに若干の知的障害がかぶったりする場合については、こういう配慮はあるだろうというふうに思いますが、重複障害学級を設置する予定も今のところありませんので、単純の病弱の特別支援学校という設置の状況には変わりはありません。申し訳ありません。では続きまして、質の高い学びを支える専門性の向上についてご説明いたします。

(事務局:資料により、(2)-①②について説明)

(議長) ご説明ありがとうございました。

まず、どうでしょうか。〇〇委員、教員の免許の保有率等で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

(委員)

はい。毎年期間採用の先生、それから公立小中学校の方から異動してくる先生方がおられて、その先生方は、特別支援教育の免許を持ってない方が多いです。そのため、各学校においては、単位認定講習を受講して、特別支援教育の免許を2年間で取得できますので、取得するように推進しております。しかし、期間採用の人数が多い学校では、これはなかなかちょっと免許を取りきれなかったり、あと期間採用者の入れ替わりがあったりとかがあるということで、免許保有率が上がったり下がったりっていうような状況が続いているかと思えます。

(議長)

はい。ありがとうございました。免許を取っただけで経験というか実習というか、伴わないとすぐ、本当の力にはならないわけですけども、今度は〇〇委員、特別支援学級の担任の先生たちの専門性というか、免許というか、どんなふうにお考えでしょうか。

(委員)

本校は、知的と自閉症・情緒障害の二つの特別支援学級と、通級指導教室をもっていますけれども、特別支援の免許を持っているのが2人。ちょっと私も正確ではありませんが、全員は持ってないとは思いますが。特別支援教育の免許を持っている教員が採用されるのがいいのかな。それは人事の話だと思うので、特別支援の免許取得を条件にするとかね、そういったところで、採用枠ということが出てくるのかなと思います。ただ、免許を持っている者は、より子供に寄り添っているかっていう、そのことは私が言ってもあれですけども、当然免許を持っている方が、特別支援教育への思いの強いとは思いますが、持ってないものを担任にさせるっていうことは校内人事ではあり得るので、持ってなくても、子供の実態をよく見て、その子の困り感であるとか、保護者の要望ニーズというのは、把握する。それは教員の人間性にも寄与するかなというふうに思っています。

ただ、いろいろな研修を受ける機会が県でも国でもあるということですので、そういった、特別支援に関わるものについては積極的な研修をして、専門的な知識を身につけながら、子供に寄り添っていきいたいというふうに思っています。

校内人事の話ですが、特別支援の免許を持っている者が特別支援っていうことは、基本的には採用枠にはなっていないので、当然免許持っても普通学級を担当することがある。持ってない者が特別支援学級の担任になるので、その辺がむずかしい。免許を持っていることがちょっと前面に出てくると、そこは特別支援学級の採用みたいなことになってこないと増えないかなというふうに思っています。

(議長)

ありがとうございました。

学校の先生の専門性に関して、〇〇委員、それから〇〇委員、率直のところ言っていただければ、ありがたいです。いきなりですみません。

(委員)

はい。大丈夫です。今日いろいろお話を聞かせていただきまして、私も色んなところの会議に出させていただいているんだけど、やっぱりどこにいても人がいないというのと、予算がつかないっていう話にやっぱり尽きるように思いました。こういう形の先生方が一人でも多くいないとやっぱり、生徒が増加傾向になっている話ですので、そういう生徒たちに対応できる先生方が一人でも多くいていただいた方がいい。そして、そういうお子さんじゃない普通の学校へ通えるのが一番いいと思いますので、そういう形がとればなっているのが一番思いました。先生の数が足りないっていうのがずっと前からお話を聞いていますので、なおかつこういう特別支援の専門の資格を取らなきゃならないということになれば、余計大変だと思いますけれども、今何の職業も人手不足ですので、できればこういう形で県の方もいろいろとしていただいて、一人でも多く、そういう方々が増えればなっているのが率直な私の感想です。すいません。以上です。

(議長)

ありがとうございました。〇〇委員いかがでしょうか。

(委員)

わかば支援学校にずっといますから、先生方には何の不安もなく、不満もなく、過ごしています。ただ、私もこれを見て、特別支援学級の先生方の専門性の点なんですが、私の希望としては、今やっぱりあの合理的配慮っていう点からも、特別支援学校の先生の免許を持って教員になるっていうことが義務づけられれば一番いいのではないかなと生意気なんですけどそういうふうにも思ったりもします。そうすれば、それぞれ地域の小中学校の特別支援学級や、また今、ずっと私も資料を見させてもらって、ちょっと支援が必要な子が普通学級にも多くいるっていうことから考えると、先生方も、知識を持って、子供たちに接することができるっていうことは、もちろん経験も必要なんですけれども、そういう知識を持って、学校に入るっていうことは、何か先生方にもいいんじゃないかなっていうふうにも思いました。

(議長)

ありがとうございました。専門性っていう点ではちょっと違うかもしれませんが、〇〇委員、何か、教員の専門性に関して、コメントがあったら、はい。

(委員)

労働局は就労支援なんで、ちょっと教育の関係はあれなんですけども、今ちょっと聞いていて教育支援計画っていうのは最終的には、学校が保管するんですか。例えば卒業してから。

(議長)

事務局、お願いします。

(事務局)

はい。卒業しても、個別の教育支援計画とそれから移行支援計画等も含めまして、進路先と連携していきます。最終的にはそれは本人のものになりますので。

(委員)

実はですね厚生労働省が、これからの事業なんですけども精神障害者とこれ発達も入ると思うんですけども、就労パスポートの普及事業というのをこれから始めるんですよ。それは本人、

それから就労支援機関、企業が共通の様式でその情報共有をするということを通じて、障害者の方の就職の促進とか職場定着の推進を図っていくということで、これからその普及をしていくことなんですけども、もしそういうのは、そこに繋がっていけば非常にいいのかなというふうに感じました。

(議長)

ありがとうございました。

教員の専門性に関してですが大学の立場からね、少し意見を言わなきゃならないと思いますが、〇〇委員、〇〇委員、養成という点でいかがでしょうか。

(委員)

特別支援に関わる、単位を去年からでしたっけ、今年からかな、文部科学省の方が、中学校、高校、小学校もそうですけれども教員免許を取る人には、2単位取らなくてはならないということになりましたので、一応その教員免許を取った人は講義を15コマ受けて卒業することになります。実は去年まで私もそういう中学校や高校の免許を取る障害児教育みたいな単位を出す科目をやっていたんですけど年々減ってきて、去年は7人ぐらいしかいなかったんですけど、義務化されたので、今年は100人も今からやっていくことになっています。

(委員)

はい。今〇〇委員が言ったとおりですね、中高がそういう形で今年からってということなんです。つまり逆に言うと、去年までの卒業の学生たちは選択という形で取っていたということになります。つまりそこをクリアしていない学生たちが教員になっているということですよ。しかも今年からってことは、まだあと2年3年かかってしまうという形になります。しかも、授業としては15コマでしたね。半期しかないの、基本的にはこちら側が言っても、それをとればという気持ちでおさまってしまったら、それまでのことになってしまうというところで、すごく私たちの危惧しているところです。そうなってくるとやっぱり、その部分がどう学生に響くのか、響くような声かけを私たちははしなくちゃいけないかなと痛感しているところです。

(議長)

はい、ありがとうございました。私もそうなんですけれども、免許を取って卒業して、22～24歳の若者が、すぐ上手に子供にピタッと合わせられるかっていうと、そういうことができる人もいますが、やっぱりどの職業も同じだと思うんですけども、一人前って言われるまでには、3年5年10年で経験する中でやっと、あの時はもうちょっとこうやっていけばよかったなって昔のこと反省できるようになると、マシになってくるんですけども、なかなか仕事も、すぐ免許とったからっていい仕事ができるとは限らないわけで、いい先輩とかいい校長先生にめぐり会えるとね、やりながら自分も磨いていけるというふうなところが必要なと思います。だから免許あるがあるなしも大事だけでも、もう教員になっている人はすぐその子に直面した時に、この子も自分の教える子なんだっていうふうに、受け入れられるかどうかという点なんですよね。子供ファーストで考えられるかどうかというところで、測られると思うんですけども、子供よりも自分の都合を優先しちゃったり、あるいは学校の都合を優先しちゃったりすると、なかなかいい教育にならないなと思って、そうなる働き方改革なんて言っていられなくなるくらい、本当にもう毎日子供のことを考えなきゃいけないことですよ。休みの日になって、あの子どうしているかってやっぱり考えるようになりますから。そういうどこまでやっても、足りない職業の一つかなというふうに思います。ですから現場で、いい校長先生に恵まれて教えてもらいながら育っていくところもあるんだというふうにわかっていたらけると若者を少し、弁護ができるかなと思うんですけど。

そんなような状況です。免許とか専門性に関してそのようなことですが、次に人事的な面、人的配置ってということについて何かご意見いただければと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

今日は本当に同じ人ばかりですみません。〇〇委員、ご苦労されていると思うんですが。

(委員)

40ページの下線のところに特別支援学校と特別支援学級の間の双方向ってということで、小学校でいうと、普通学級と特別支援学級での校内人事になるかもしれませんけれども、そういった人事も大事かなっていうふうには思っています。いつも、1年何組っていうじゃなくて、今年は特別支援の知的をやったんだけど、次の年は4年生をやってみるとか。そうすると、普通学級での難しさも当然あるし、知的な特別支援学級の難しさの両方を知ることによって、お互いの学級を理解することもやはり大事な。ですから、特別支援学級の免許を持っているからといって専門性でずっと特別支援学級にいるというのはちょっとどうかになって、これはあくまでも、私の私的な考えですけれども、小学校と中学校の交流なんか、小学校の困難さや中学校の難しさを知ることができ、校種別の人事交流などもしていくことによってお互いがわかる。私は小学校ですけれども中学校に小学校でせっかく出したのに、中学校は何やっているんだみたいなことが、ないんですけれどもそういうことは、もしかしたら出てくる。けれども、中学校の先生が小学校に勤務したこともあれば、そうは言っても小学校も大変だよ、逆もあるかなと思うんで、色んなところで少しずつ交流ができれば、いいのかなというふうには思っているところですよ。

(議長) ありがとうございます。

〇〇先生 高等学校についてはいかがでしょうか。人事交流

(委員)

高校と支援学校は、県立ですので、そういう面でいうと、人事交流をしやすいのかなっていうふうに思います。自分自身が実は一番最初は支援学校に勤務しています。6年間勤務して、その後試験を受け直して、高校の教員になりました。やっぱり支援学校と高校って雰囲気も全然違うし、高校へ行った1年目は、なんかもう全然雰囲気が違って、来年は支援学校に戻ろうかなと思ったぐらい雰囲気が違います。そんなこといいながら30年たってしまいましたが、そういう面でいうと、教員自身も、いろいろな経験をすることはすごく大事で、支援学校の先生も何年か期間を区切って高校へ行って、高校生を教えてみる。高校の教員も何年かを区切って支援学校に行くと障害のある生徒とつき合ってくることも大事だし、教員自身の人間性もすごく広がっていく。私は交流をすごく大事だと思っております。それからもう一つ、先ほど〇〇先生からもお話があったんですけど、私もやっぱりその通級を維持していくためには、高校の教員だけでやっていこうといたら無理があるので、どうしても、支援学校の先生に来てもらって、効率的な教育をしながら進めていくっていうのが現実的だと思うところがあるので、そういう意味からも、やっぱり高校と支援学校の教員の交流というものを進めていってもらうと、いろいろなメリットが出てくるのかなと感じています。

(議長)

ありがとうございます。まとめていただいた感じがいたします。

これは私が個人的に思うだけなんですけども、附属の特別支援学校があって、そこには小学校中学校の一般の先生も人事交流で来る。附属特別支援学校で、そのときは免許はないんですけども在職されている時に免許を取って、次の異動の時に小学校中学校に戻ると、特別支援学級の担任となる例が、今まで多いですね。そのことはいろいろな考え方がありますが、いいことの一つかなぐらいには、思っています。毎年3人か4人ぐらいそういう先生たちが、順繰りに、一般小中から大学の附属の支援学校に来て、そこで、4、5年して、今度小中に戻る時には特別支援学級の担任になっていると全員ではありませんけども、それもまた、そういうルートができちゃうとよくないけれども、本人もそこで頑張っている姿を見るとよかったなっていう気はいたします。余計な話だったかもしれません。

以上ですね。本日、少し駆け足になってしまいましたけども、ほぼ終了したかと思いますが、

これから一方ずつマイクをまわしますので、今日全体で残されたことを、お感じになったこと、或いは、普段からこういうことを言いたいんだっていうことがありましたら、しゃべっていただければと思います。〇〇さんからよろしいですか。

(委員)

はい。皆さんお疲れ様でした。先ほどお話しましたが、やっぱり人がいないと何もできないので、できるだけそういう形をとらしていただければというのと、あと、そういう形を子供たちが見れば、こういう先生たちもいるんだ、こういうことができるんだって思って、子供たちが育っていき、ああいう先生になりたいなと思えるようになってくると思いますので、できるだけそういう形で交流ができ、そういう先生を見る形を増やしてもらいたいと思います。

私は〇〇小学校ですけど、今現状ことばの教室とか、支援学級もあります。ついこの間の運動会のクラス対抗リレーに、足の不自由なお子さんが一緒になってリレーをやりました。そういうのを見れば、子供たちが、こういう色んな子供たちがいても、みんなと一緒にできるというのと、あとそれに対して、付いている先生方の様子を見て、私もこういうふうな形で、こういう職業に就きたいなって思えるような環境づくりができればなっすごく思いました。PTAとすれば、そういう環境づくりはできるだけできるように、色んな形で発信していければなと今日思いましたので、ちょっと私の意見ばかりですいません。ありがとうございます。

(委員)

大変勉強になりました。特に特別支援学級の在籍者数がたくさん増えているっていう状況の中で、どのような対応していくかっていうことで、教員の確保の問題もありますし、免許の問題もありますし、急務であるなんてことを感じました。それとともにやはりこういう状況の中で、保護者と学校の間をやはりきちんと特別支援学級の考え方っていうのを説明していけるような、そういうやっぱり学校も勉強していかなければ、ならないかな、なんてことも感じておりました。以上です。

(委員)

そうですね、一人の子供が生まれて成長して終わるまでの間に色んな人たちに関わるんですけど、特別に配慮が必要な子供たちには、色んな手だてが必要で、特に学校の時代には、いろいろあるんですけど、それを受け取った放課後デイなんかのところ、かなり色んな問題が出てきています。途切れのないように、その子が上手く次に行けるような配慮をしながら、お互いにやっていきたいと思います。個別の調整会議とか、やっぱり打って出るといって、やっていかなきゃならないと思っています。色んなお母さんと私たちも接するんですけど、放課後デイではわかってもらえるけど、特に普通学校に行っていて、わかってもらえないで困っていると相談をかなり受けるんですね。そういう時には、学校に申し入れて、悪いですけどその先生に直接、親御さんと私たちとそれから先生と腹を割って話せば、こんなところはこうだったのかっていうことがありますので、次に続く人材の育成には今までそんなふうな教科が入ったっていうこともすごく嬉しいですし、人材を大学の方で育ててもらって、どんどん、社会に出してもらいたいと思います。以上です。

(委員)

今日いろいろ発言の機会をいただきありがとうございました。先月の終わりに小学校の運動会がうちの学校でありました。ただ、今感じたことはですね、色んな運動会も他の行事もそうなんです、授業もそうなんです、やっぱり不適應を起こしてしまう人は大変多い。例えば運動会で暑いからちょっと僕はやりたくない。例えば組み立て体操で背中に乗られるのがいや、地面に足をつけるのがいや、順番を待っているのがいやみたいな。見学の子がだいぶ増えた。当日は、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて来ましたので一生懸命やっていたけども、そういった不適應を起こす子が結構多く出てきたかなっていうふうに思っています。ただそれも含めて、子供を見ていくことを教員に話をしているんですけども、いろいろなその子の背景を見ながら、丁寧な指導していくのが大事なかなというふうに思いました。いろいろあり

がとうございます。

(委員)

感じたこととしては、やっぱり教員養成の立場として、今回、ニュースで流れていた神戸の部分っていうのはすごく大きく感じます。私たち教員の質もその辺のところ、やっぱり問われているんだろうなと。そういったことを子供たちが見ていく。そのようなところがやはり、ポイントになっている。私たちを含めてしっかりとそこら辺は支えていかなくちゃいけないのかなということを感じた次第です。と同じく、やはりその人事交流の部分も、私も含めてですけども、免許を持っているということは基礎免を持っているわけです。基礎免を磨かずに、その専門的な特別支援ばかりしているっていうのは私もおかしい話だと思うんです。つまり、小学校にも、やはり教員として、特別支援の学校の教員も当然のことながら通常の小学校の方に行き、きちっとその教科の部分、当然準ずる教育をしなくちゃいけない立場ですからその教材の研究をしていくということもあり得るんじゃないかなっていうふうに私は思っています。はい。以上です。

(委員)

早期からの支援っていうことについて、今サポートノートや就学支援シートっていうのがあるっていうことで、これはいいことだなぁっていうふうに思いました。やっぱり親としては、まず一番初めに悩むところが小学校を決めるところです。うちの息子の場合は、〇〇町にある〇〇学園に行っていましたので、本当に園からの情報とか、保護者からの情報交換などがありましたので、はっきり言って、学校決める時の悩みはありましたけれども、情報がたくさん入ってきたので、その辺はとても助かりました。ですからやっぱりこういったことに悩んでいるお母さんやお父さんたちはいっぱいいると思いますので、こういった活用できるものがあれば、今後大きくなるまで、使っていけるのではないかなと思います、こういった活動をしていただければなと思いました。本日はありがとうございました。

(委員)

今日来た患者さんのことですが、先生方から運動会の話がでましたけども、今日来た子も発達障害の方で、やっぱり運動会って、気持ちの中でおそらく、とても大切に思っているんだと思うんだけど現実的にはそうになってしまう。で、今日来た子は久しぶりにお母さんだけじゃなくて子供を連れてきたんだけど、病院外来ではもう本当にまだまだ多動で激しいんですね、あの僕が出しているコンサータなんて全く効いてないんじゃないかと思うようなところで、あまり褒めることもなかったんですけども、お母さんが、今年は運動会に全部参加できたんですよと言って、片付けまでできたんですよ、すごい喜んでいらっしゃるんですよ。それを見て、子供にとってやっぱり運動会みたいなそういう行事で、自尊感情を高めることが大事なんだなと思ったのが1点なんですけど、それよりも何よりも、僕何もしてあげることができないから、お母さんをこのお母さんがキーパーソンだからこのお母さん、それこそ褒めてあげようと思って、お母さんを褒めて今日帰したんですけども、まあそんなことがありました。

(委員)

散々発言させてもらったのにすみません。ありがとうございます。今日は特別支援学校以外の場所での特別支援教育っていうことで、大変関心を持って参加させていただきました。

増加のバックにあるものをしっかり見ていくっていうことがとても大事だなというふうに改めて思いました。個別の指導を丁寧にしてもらえるから保護者がそこを選ぶということだけではなくて、やっぱりいろいろあるような気がします。たくさん教育課題が小学校、中学校、高等学校にあり、そこに入っていけなくなってしまうような状況はないのかっていうようなことも含めて、グレーゾーンの子供たちが増えてきているわけですから、そこをもう一度しっかり見ていく必要があるなっていうふうに思いました。それが1点と、それから、非常にこの今日の課題は、具体的にどんなふうにプランを書いていけばいいのかというふうなところで難し

い問題があるなっていうふうに改めて思いました。でも、山梨県の特別支援教育のプランを書くということは、山梨県の特徴、どんな山梨県のいいところがあって、これを伸ばしていきたいんだっていうものを確認しながら、プランを作っていくということだと思うので、そういった意味で、施策はいろいろありますけれど、足元で、実践されている問題を掘り起こしながら掴んで支えていくというようなものに繋がるといいなっていうふうに思いながら、聞いていました。ありがとうございました。

(委員)

特別支援教育っていうのは本当にいろいろな障害種の子供がいて、また就学前から、高校生まで幅広い年齢層の子供たちがいて、色んな課題があって本当に守備範囲が広いなっていうことを今日改めて感じましたし、またその課題がたくさんあるってことも感じました。子供たちのためにしっかり考えていきたいなということを改めて思いましてありがとうございました。

(議長)

委員の皆さんありがとうございました。以上で今日の審議は終了としたいと思います。

次回が4回目になって最後の会ということです。これから、実際には、事務局の先生たちが頑張ってくださいと思うんですけど、答申案を作ってくださいね、それを第4回で審議していただくということになると思います。進行をお返しします。

(議事終了)
